

小規模介護老人保健施設真和苑運営規定

第1章 施設の目的及び運営方針

(事業の目的)

第1条 社会医療法人昴和会が開設する小規模介護老人保健施設真和苑(以下「施設」という)が行う介護保険施設サービスの適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設管理者及び職員が、要介護状態にある高齢者に対し、適切なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 「当施設は社会復帰及び家庭復帰を目指す老人に対して積極的に適切な機能訓練、生活適応訓練を行いながら、老人に明るく自立へ向けた家庭生活を可能ならしめることを目的とし、地域や家庭との交流を図るものとする。」

前項の方針を遂行するため次の各号に掲げる事項に留意する

- 一、入所者の早期家庭復帰
- 二、入所者への適切な看護・介護・リハビリテーション
- 三、入所者の退所後の家庭との連携
- 四、関係市町村との連携の維持
- 五、施設内の生活環境の保持
- 六、地域及びボランティア活動者との交流

(施設の名称等)

第3条 施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 一、名称 医療法人昴和会 小規模介護老人保健施設 真和苑
- 二、所在地 鹿児島県阿久根市赤瀬川4059—1番地

第2章 職員の種類、員数及び職務の内容

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 施設に勤務する職員の職種、員数の職務内容は以下のとおりとする。

- 一、管理者 1名 (医師・兼務)
常勤で専ら施設の職務に従事し、施設職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。また、職員に必要な指揮命令を行う。
- 二、医師 1名 (常勤・兼務)
入所者に対して、看護・介護、機能訓練及び健康管理上の指導を行う。
- 三、薬剤師 1名 (非常勤)
入所者の調剤、服薬指導を行う。
- 四、看護職員 看護師・准看護師 3名以上 (常勤・非常勤)
入所者の日常生活全般にわたる看護業務を行う。
- 五、介護職員 7名以上 (常勤・非常勤)
入所者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
- 六、支援相談員 1名以上 (常勤・兼務)
入所者やその家族からの相談への対応、レクレーションなどの計画・指導を行う。
- 七、理学療法士及び作業療法士・言語聴覚士 1名以上 (常勤・非常勤・兼務)
日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

- 八、(管理)栄養士 1名 (常勤・兼務)
利用者の栄養管理、給食委託業者の管理を行う
- 九、介護支援専門員 1名 (常勤・兼務)
施設サービス計画作成を行う
- 十、事務職員 1名以上 (常勤・兼務)
必要な事務を行う
- 十一、施設管理 1名以上 (常勤・非常勤・兼務)
施設内の環境整備等の管理を行う。

第3章 入所者の定員

(入所者の定員)

第5条 施設の入所者の定員は29名とする。

ユニットの数は3ユニット (ユニット定員10名×2ユニット・9名×1ユニット)

(定員の遵守)

第6条 災害やむ得ない場合を除き、入所者及び療養室の定員を超えて入所させない。

第4章 施設サービス計画書の作成

(施設サービス計画書の作成)

第7条 管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させる。

2 施設サービス計画の作成を担当する介護支援専門員(以下「計画担当介護支援専門員」という)は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱えている問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。

3 計画担当介護支援専門員は入所者の希望、入所者の家族の希望を踏まえて、解決すべき課題、目標、サービス内容を記載した施設サービスを作成する。

4 計画担当介護支援専門員は施設サービス計画の内容について、入所者又はその家族に対して説明し、文書により同意を得て、交付する。

5 計画担当介護支援専門員はサービス担当者会議の開催を行い、担当者から専門的な見地からの意見を求める

第5章 入所者に対する介護保険施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額

(内容及び手続きの説明及び同意)

第8条 施設はサービス提供の開始に際して、入所申込者又はその家族に対して、運営規定の概要職員の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、同意を得る

(受給資格等の確認)

第9条 施設は、サービスの提供を求められた場合には、入所申込者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認する。

2 施設は、被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会に配慮して、サービスの提供を行う。

(入退所)

第10条 その心身の状況及び病状並びにその置かれている環境に照らし看護、医学的管理の下における看護及び機能訓練その他必要な医療等が必要であると認められる者を対象に、サービスを提供する。

2 正当な理由なくサービスの提供を拒否しない。

3 入所申込者の病状等を勘案し、入所申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難な場合には、適切な病院又は診療所を紹介する等の措置を速やかに講じる。

4 入所申込者の入所に際して、心身の状況、病歴等の把握に努める。

5 入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に照らし、入所者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討を行う。

6 検討については、医師、薬剤師、看護・介護職員、リハビリ職員、支援相談員、介護支援専門員等の職員の間で協議する。

7 入所者が退所する際には、入所者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、退所後の主治医及び居宅介護支援事業者に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(要介護認定の申請に係わる援助)

第11条 入所する際に要介護認定を受けていない者については、要介護認定の申請が既に行われているか否かを確認する。申請が行われていない場合は、入所する者の意思を踏まえて、速やかに申請が行われるよう援助を行う。

2 要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前に行われるよう必要な援助を行う。

(サービスの取扱方針)

第12条 入所者の要介護状態の軽減又は悪化を防止するよう、入所者の心身の状況等に応じて、適切な療養を行う。

2 サービスの提供は、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。

3 職員は、サービスの提供に当たっては、入所者又はその家族に対して、必要事項をわかりやすく説明する。

4 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

5 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

6 施設自らサービスの質の評価を行い、常に改善を図る。

7 当施設は、虐待の発生又はその発生を防止する、以下の措置を講じなければならない。

①虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

②虐待の防止のための指針を整備する。

③従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

④上記措置を適切に実施するための担当者を置く。

(診療の方針)

第13条 医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- 1 診療は、一般に医師として必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当適切に行う。
- 2 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、入所者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分に配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行う。
- 3 常に入所者の病状、心身の状況及びその置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、適切な指導を行う。
- 4 検査、投薬、注射、処置等は、入所者の病状に照らして妥当適切に行う。
- 5 特殊な療法又は新しい療法等については、別に厚生労働大臣が定めるもののほか行わない。
- 6 別に厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を入所者に試用し、又は処方しない。

(必要な医療の提供が困難な場合等の措置等)

第14条 医師は、入所者の病状からみて当該施設において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、協力病院その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講ずる。

- 2 医師は、不必要に入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させてならない。
- 3 医師は、入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させる場合には、当該病院又は診療所の医師又は歯科医師に対し、当該入所者の診療状況に関する情報の提供を行う。
- 4 施設の医師は、入所者が往診を受けた医師若しくは歯科医師又は入所者が通院した病院若しくは診療所の医師若しくは歯科医師から当該入所者の療養上必要な情報の提供を受けるものとし、その情報により適切な診療を行う。

(機能訓練)

第15条 入所者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを計画的に行なう。

(看護及び医学管理の下における介護)

第16条 看護及び医学的管理の下における介護は、入所者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、入所者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行う。

- 2 1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清拭を行う。
- 3 入所者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。
- 4 おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替える。
- 5 この他、入所者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行う。

(食事の提供)

第17条 食事は栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮したものとし、適切な時間に行い、利用者の自立支援に配慮し、利用者の自立の支援に配慮して行う。

(相談及び援助)

第18条 常に入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(その他のサービス提供)

第19条 適宜、入所者のためのレクリエーション行事を行う。

- 2 常に入所者の家族との連携を図るとともに入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努

める。

(利用料等の受領)

第 20 条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

サービスを提供した際には、利用料の一部として、当該介護保健施設サービスについて厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額とする。

2 利用料として、居住費・食費、特別な食事の費用、日常生活品費、教養娯楽費、理美容代、行事費、健康管理費、私物の洗濯代、その他の費用等利用料を、重要事項説明書に掲載の料金により支払いを受ける。

3 「食費」及び「居住費」においては国が定める負担限度額段階（第 1 段階から第 4 段階）に応じた利用者の自己負担額（重要事項説明書に掲載）の支払を受ける。

4 サービスの提供に当たって、入所者又はその家族に対して、サービスの内容・費用について説明し、同意を得る。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第 21 条 法定代理受領サービスに該当しないサービスの費用の支払いを受けた場合には、サービスの内容、費用の額その他必要事項を記載したサービス提供証明書を入所者に交付する。

第 6 章 施設の利用に当たっての留意事項

(日課の励行)

第 23 条 入所者は、管理者や医師、看護職員、介護職員、リハビリ職員、介護支援専門員などの指導による介護及び機能訓練を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦を図る。

(外出及び外泊)

第 24 条 入所者が外出・外泊を希望する場合には、所定の手続きにより管理者に届け出る。

(衛生保持)

第 25 条 入所者は施設の清潔、整頓、その他衛生環境の保持のために施設に協力する。

(禁止行為)

第 26 条 入所者は、施設内で次の行為をしてはならない。

- 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- 二 けんか、口論、泥酔などで他の入所者等に迷惑を及ぼすこと。
- 三 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- 四 指定した場所以外で火気を用いること。
- 五 故意に施設若しくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

第 7 章 非常災害対策

(非常災害対策)

第 27 条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震、火災、津波等の想定される災害ごと、個別に対処する計画に基づき、また、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- 1 防火管理者には、事業所管理者を充てる。（事業所管理者とは別に定めることも可）
- 2 火元責任者には、事業所職員を充てる。
- 3 非常災害の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- 4 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。

- 5 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- 6 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練(消火・通報・避難)・・・年2回以上
(うち1回は夜間を想定した訓練を行う)
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練・・・・・・・・・・年1回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用法の徹底・・・・・・・・・・随時
- 7 施設は、前項の具体的計画の概要を入所者及び従業者に見やすいように掲示する。
- 8 施設は、非常災害時における入所者の安全を確保するため、地域の防災組織及び近隣住民との連携体制の整備に努める。

その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

第8章 秘密保持

(秘密保持)

- 第28条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。また、正当な理由なく、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らさない。
- 2 退職者等が、正当な理由なく業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らさないよう、必要な措置を講じる。
 - 3 居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者及びその家族の同意を得る。

第9章 苦情処理

(苦情処理)

- 第29条 入所者からの苦情を迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置するなど必要な措置を講じる。
- 2 苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
 - 3 提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示を求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、入所者からの苦情に関する調査に協力する。市町村から指導又は助言を得た場合、それに従い、必要な改善を行う。
 - 4 市町村からの求めがあった場合には、改善の内容を市町村に報告しなければならない。
 - 5 サービスに関する入所者からの苦情に関して、鹿児島県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、鹿児島県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。
 - 6 鹿児島県国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には改善の内容を鹿児島県国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

第10章 事故発生時の対応

(事故発生の防止及び発生時の対応)

- 第30条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に

事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。
- 3 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録に残す。
- 4 事故防止のための委員会（第 12 条 7 項委員会開催方法に準ずる）を定期的に開催するとともにその結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 5 従業者に対し事故発生防止及び発生時の対応のための研修を定期的実施する。
- 6 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 7 サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。ただし、施設の責に帰すべからざる理由による場合は、この限りではない。
- 8 施設は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

第 1 1 章 記録の整備

（記録の整備）

第 31 条 職員、施設及び構造設備並びに会計に関する諸記録を整備する。

- 2 入所者に対する介護保健施設サービスの提供に関する、記録を整備するとともにその完結の日から 5 年間保存する。

（サービスの提供の記録）

第 32 条 入所に際しては入所年月日並びに施設の種類及び名称を、退所に際しては退所年月日を、被保険者証に記載する。

- 2 サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録する。

第 1 2 章 個人情報の保護

（個人情報の保護）

第 33 条 利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める

第 1 3 章 その他施設の運営に関する重要事項

（入所に関する市町村への通知）

第 34 条 入所者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知する。

- 一 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を悪化させたとき。
- 二 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき。

（勤務体制の確保等）

第 35 条 入所者に対して適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務を定める。

- 2 当該施設の職員によってサービスを提供する。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。
- 3 職員の資質向上のための研修の機会を次のとおり設ける。
 - 一 採用時研修 採用後 3 カ月以内

二 継続研修 年4回

(衛生管理等)

第36条 入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医療品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 感染症が発生し又まん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

3 栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。

4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(協力病院)

第37条 入所者の病状の急変等に備えるため、次の病院及び歯科医院を協力病院に定める。

鹿児島県阿久根市高松町22番地 内山病院

鹿児島県阿久根市大丸町83番地 丸山歯科医院

(掲示)

第38条 施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、職員体制、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示する。

(居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）に対する利益供与の禁止)

第39条 居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）又はその職員に対し、要介護被保険者に施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与はしない。

2 居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）又はその従業者から、施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受しない。

(地域との連携)

第40条 運営に当たって、地域住民又は住民の活動との連携及び協力を行うなど、地域との交流に努める。

2 提供した介護保健施設サービスに関する入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣するものが相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

(ハラスメント対策（パワー・セクシャル）)

第41条 当施設は入所者（利用者等）及び職員の健全かつ、すこやかな入所環境及び職員に対する職場環境の整備体制を確立するため、研修会及び委員会を設置する。事案発生時においては、当該事案について検証し再発防止に努める。委員会については第12条7項委員会開催方法に準ずる。

第42条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会医療法人昴和会の理事会において定めるものとする。

附 則

この規程は、平成24年8月1日から施行する。

平成25年4月1日 改訂

平成25年11月1日 改訂

平成30年4月 1日 改訂

令和3年 10月1日 改訂